

食品表示法（JAS法）、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく
行政措置の状況について（平成28～29年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ

1 食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく措置（P2～3）

（事業者数）

	食品表示法 ※1（JAS法）			景品表示法 ※2	
	命令	指示	指導	措置命令 ※3	指導 ※4
25年度	0	2	111	36	7
26年度	0	2	120	0	69
27年度	0	2	125	0	36
28年度	0	1	132	0	23
29年度 ※5	0	0	25	1	14

※1 平成27年3月31日以前はJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

※2 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※3 平成26年11月末日で「指示」が廃止され、12月1日から「措置命令」となっている。

※4 平成27年度まで「注意」

※5 平成30年1月末日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（P4～6）

	特定商取引法に基づく措置		消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務停止命令	指示	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
25年度	2	1	0	2	0	1	35
26年度	4	1	5	1	4	5	57
27年度	0	1	2	0	0	2	22
28年度	1	0	0	0	0	0	21
29年度 ※6	2	2	0	1	4	4	19

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づき不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導を行ったもの

※6 平成30年1月末日現在

食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について
（平成28～29年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
平成30年1月31日現在

<平成28年度における法に基づく措置>

1 株式会社北蜂社（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：夕張郡栗山町字継立177番地23
 (2) 事業内容：蜜蜂の飼育、蜂蜜等の生産・販売、蜜源植物の栽培、蜂蜜による酒造
 (3) 行為概要：株式会社北蜂社は、商品名「ホクホーのはちみつ アカシヤ蜜」及び「ホクホーのはちみつ 百花の精」について、原料はちみつとして中国産及び国産はちみつを区別せずに使用したにもかかわらず、一括表示欄の原材料名に「蜂蜜（北海道産）」又は「国産」及び「北海道の大自然は、蜂蜜（又は蜜蜂）の天国です。」と表示した
 当該商品であるアカシヤ蜜については、少なくとも平成24年12月5日から平成27年12月5日までの間に3,446kg（うち中国産を少なくとも3,302kg使用）を、百花の精については、少なくとも平成24年12月5日から平成27年2月4日までの間に1,913kg（うち中国産を少なくとも1,440kg使用）を一般消費者向けとして小売業者等に販売するとともに、直接一般消費者に販売した。
 (4) 措置：指示・指示の事実の公表
 指示：平成28年6月22日
 指示の事実の公表：平成28年6月23日
 (指示内容)
 ① 食品表示の点検、不適正表示の是正
 ② 不適正表示の原因究明・分析の徹底
 ③ 再発防止対策の実施
 ④ 全役員、全従業員への啓発、遵守の徹底
 ① 講じた措置について提出

<平成28年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
7	62	8	36	113	4	15	39	12	70	183

【景品表示法】

優良誤認表示	15 件
有利誤認表示	8 件
原産国表示	7 件
おとり広告	1 件
合計	31 件

※ 「原産国表示」の事案は「優良誤認表示」と、「おとり広告」の事案は「有利誤認表示」と重複している。

<平成29年度における法に基づく措置>

1 ホクレン農業協同組合連合会（優良誤認表示）（景品表示法に基づく措置命令）

- (1) 所在地：札幌市中央区北4条西1丁目3番地
 (2) 事業内容：会員の事業又は会員の組合員の事業若しくは生活に必要な物資の供給その他
 (3) 行為概要：ホクレンは、道内の小売店に加工食品を供給するに当たり、道産食材を使用した加工食品の需要拡大を図る目的で、道産原料の使用を示す「70%以上使用（赤）」、「30～70%使用（緑）」、「30%未満使用（青）」と表示した商品説明カード（POP）を付して販売させていたが、一部商品については、商品の成分表の確認不十分などにより、道産原料が未使用又は一部時期について未使用であったことが判明した。
 (4) 措置：措置命令・措置命令の事実の公表
 措置命令：平成29年8月22日
 措置命令の事実の公表：平成29年8月22日
 （措置命令内容）
 ①景品表示法違反事実の消費者への周知徹底
 ②再発防止対策の役員及び従業員への周知徹底
 ③同様の表示の禁止
 ④講じた措置について報告

<平成29年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
7	1	2	4	14	5	0	6	1	12	26

【景品表示法】

優良誤認表示	12 件
有利誤認表示	1 件
おとり広告	1 件
合計	14 件

<平成28年度における法又は条例に基づく措置>

1 「羽毛リフォームセンター」こと片平義和 【特定商取引法】業務停止命令

- (1)所在地：札幌市西区八軒4条東2丁目5
 (2)業態：訪問販売（寝具・布団リフォーム）
 (3)行為概要：個人事業者は、消費者の住居を訪問し、「今まで羽毛布団を買ってもらっているので、布団カバーを受けとってください」などと告げて消費者に近づき、執拗で迷惑な勧誘をし、布団のリフォームに係る契約を締結していた。
 (4)違反条項：特定商取引法第3条、第5条第1項、第6条第1項第6号及び第7条第4号の規定に基づく省令第7条第1号
 (5)措置：業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
 【内容】平成29年3月29日～平成30年3月28日の12か月の業務の一部停止
 (6)処分日：平成29年3月28日
 (7)公表日：平成29年3月28日

【平成28年度における行政指導の内訳】

取引形態別		商品・役務別			
訪問販売	11件	健康食品・化粧品	4件	住宅清掃	1件
電話勧誘販売	8件	通信サービス	4件	ミシン、布団等	1件
特定継続的役務提供	1件	住宅リフォーム	3件	家庭教師・教材	1件
その他	1件	換気扇清掃	2件	引越運送	1件
計	21件	配置薬	1件	かつら	1件
		布団リフォーム	1件	エステティック	1件
				計	21件

<平成29年度における法又は条例に基づく措置>

1 安藤直久【特定商取引法】業務停止命令、指示【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：苫小牧市音羽町2丁目
 (2)業態：訪問販売（いわゆる便利屋）
 (3)行為概要：個人事業者は、不用品回収や庭木の剪定などの役務を請け負い、前金を支払わせた上で、作業を途中で止めたり全く作業を行わず、また、契約解除に伴う返金をしない。
 (4)違反条項：特定商取引法第5条第1項及び第7条第1号
 (5)措置：業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
 【内容】平成29年11月17日～平成30年8月16日の9か月の業務の一部停止
 指示（特定商取引法第7条）、指示の公表
 【内容】書面不交付及び債務履行拒否・不当遅延について個人事業者が講じた改善措置を、平成30年7月16日までに北海道知事あて文書で報告すること。
 報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
 【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
 (6)処分日：平成29年11月15日
 (7)公表日：平成29年11月16日

2 「HOME配管」こと-in間是【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目
- (2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）
- (3)相談概要：個人事業者は、排水管洗浄や住宅リフォームの契約を締結した消費者に対し、不備のある契約書面を交付し、約束した期日を過ぎても工事をしない、またはクーリング・オフ等契約解除に伴う返金をしないという消費者からの相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成29年11月29日

3 株式会社エベレスト【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市北区北9条西4丁目7番4号
- (2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）
- (3)相談概要：事業者は、消費者の住居を訪問し、「排水管を無料で点検します」などと告げて消費者に近づき、排水管の点検をした後、排水管洗浄や住宅リフォームの契約締結について勧誘をするという消費者からの相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成29年11月29日

4 東洋設備【消費生活条例】公表（重大被害防止措置）

- (1)所在地：札幌市北区北9条西4丁目
- (2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）
- (3)行為概要：事業者は、消費者の住居を訪問し、排水管洗浄の契約を締結する際に、消費者に虚偽の事業者所在地を記載した契約書面等を交付する。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）
- (5)措置：重大な被害を防止する情報の提供（消費生活条例第17条の2）
【内容】事業者は、消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法を用い、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、個人事業者の情報を提供した。
- (6)公表日：平成30年1月12日

5 「HOME配管」こと-in間是【特定商取引法】業務停止命令、指示

- (1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目
- (2)業態：訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）
- (3)行為概要：個人事業者は、排水管洗浄や住宅リフォームの契約を締結した消費者に対し、不備のある契約書面を交付し、約束した期日を過ぎても工事をしない、またはクーリング・オフ等契約解除に伴う返金をしない。
- (4)違反条項：特定商取引法第5条第1項及び第2項並びに第7条第1号
- (5)措置：業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】平成30年1月31日～平成30年4月29日の3か月の業務の一部停止指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）
【内容】書面記載不備及び債務履行拒否・不当遅延について個人事業者が講じた改善措置を、平成30年3月29日までに北海道知事あて文書で報告すること。
- (6)処分日：平成30年1月29日
- (7)公表日：平成30年1月30日

6 島地郁恵【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市中央区南10条西13丁目
- (2)業態等：「HOME配管」こと-in間是及び株式会社エベレストと取引をする者
- (3)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(4)公表日：平成30年1月30日

【平成29年度における行政指導の内訳】

取引形態別		商品・役務別			
訪問販売	13件	住宅リフォーム	4件	不動産	1件
電話勧誘販売	2件	寝具	3件	貴金属（訪問購入）	1件
訪問購入	1件	新聞	2件	健康器具	1件
その他（店舗販売）	3件	和洋装・貴金属	2件	ミネラルウォーター	1件
計	19件	浄水器	1件	灯油タンク洗浄	1件
		ネイルスクール	1件	健康食品・化粧品	1件
				計	19件